

令和4年第7回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年7月7日(木)

午前10時00分開会

午前11時10分閉会

2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ(廿日市市総合健康福祉センター)
1階 多目的ホール

3. 出席委員(農業委員11名)

1番 中田 安義

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

5番 岡 真由美

6番 古川 憲吾

9番 是佐 恵美子

10番 山田 政則

11番 河井 孝行

12番 岩木 國明

13番 沖村 弓枝

14番 河野 義刀

(推進委員10名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 岡村 昭男

推進委員 吉田 雅子

推進委員 堀田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(2名)

4番 中山 誠治

8番 梶原 安行

推進委員 清水 透

推進委員 安井 多佳子

5. 議事録署名委員

12番 岩木 國明

1番 中田 安義

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 比良 大助

主 事 原田 ゆみ

(佐伯支所) 専門員 中原 貴志

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権賃借)

(2) 議案第 29号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(5) 議案第 32号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価（案）について

(6) 議案第 33 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について
《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 4 年第 7 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、本日の出席委員 11 名、欠席は梶原、中山委員でございます。在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名させていただきます。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、12 番の岩木委員さん、1 番の中田委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、位置図は 1 ページ・2 ページになります。 番号 17 番、農地の所在地は、原字下ケ原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 631 平方メートルで、利用目的は畑です。自家消費野菜を作付する予定となります。期間は公告日から令和 9 年 7 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 18 番、農地の所在地は、津田字江尻、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 8 筆の 4,298.13 平方メートルで、利用目的は畑です。主にトウガラシ、パク

	チー、バジル、ニンニクなどのエスニック食材に特化した農業を行う予定です。期間は公告日から令和５年３月３１日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第２８号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 １７番につきましては岡村委員さん、１８番は木浦委員さん、よろしくお願いいたします。
岡村推進委員	それでは、原地区推進委員の岡村です。１７番について説明させていただきます。６月３日、事務局２名と沖村委員さんと自分とで現地確認に行ってみいました。地図は１ページです。場所は、国道４３３号線の湯来方面へ向かう途中の交差点ですがけれども、近くに〇〇がありまして、その約南側２００メートルぐらいのところにある農地です。現地は既にきれいにされて、すぐにも畑で使っていただくような形で、使用される〇〇さんという方は〇〇ですがけれども、積極的に来られて畑を作るということを伺っております。周りも問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
２番委員	１８番について現地確認の報告をします。２番の木浦です。 場所は２ページです。県道があって、佐伯支所から６００メートルか７００メートルぐらい市街に帰ったところで、〇〇のすぐ裏に現場があります。要するに利用目的はさっき言われたように畑ということになっており、期間が公告日から来年の３月３１日になっているのですが、利用権の設定をする〇〇さんが〇〇という高齢で、子供さんらがいつ相続するか、分からないような状態になっているということです。今年の作付がもう７月ということなので、恐らく無理かも分かりませんが、また来年出てくるのではないかとはい思います。それで、利用権の設定を受ける〇〇さんの農機具等を見ますと、ご自身が持っておられるので、問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ありがとうございます。この意見につきまして、皆さんからのご意見等があればお願いをいたします。 ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》

議長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案第２８号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２８号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第２９号 農地法第３条の規定による許可申請について議案としますが、番号１４４番については、議席番号２番の木浦委員が関係する案件のために、木浦委員のご退席をお願いいたします。 ＝木浦委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第２９号 農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は５ページ、位置図は３ページになります。 番号１４４番、農地の所在地は、津田字上花上、字小山、登記地目は田及び畑です。面積は５筆の２，４１７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、譲渡人所有の農機具を借りて技術習得を受ける予定であります。無償の所有権移転でございます。 譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第２９号 農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １４４番について、松井委員さん、お願いします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。１４４番について説明いたします。６月２０日に会長、木浦委員、事務局２名と現地確認を行いました。地図は３ページで、地図の中に県道本多田佐伯線というのがありますが、ずっと地図の下の方へ行くと佐伯支所のところに出ますけれども、佐伯支所の横の道をずっと行かれましたところが花上という集落なのですが、その山の堺ぐらいの位置にな

	ります。それで、地図の網かけの右側については、半分程度自家 用野菜が肥培管理されて作付されておりました。その残りは、草 を刈って保全管理という形で管理されておりました。左側ですけ れども、毎年、農地パトロールで耕作放棄の状態が続いておりま した。今回、見に行ったら、譲受人が竹木を伐採して、ある程度 復旧されて、以前とはかなり農地らしくなっております。あ と少し手をかける必要があると思いますが、先ほど事務局の説明 があったように、譲受人は野菜の栽培に意欲的でありますので、 計画どおり進めるのは特に問題ないと考えております。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいま、地元地区委員から説明がございました。この意見に つきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、 許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許 可申請について、許可することに決定をいたします。 それでは、木浦委員さん、席へお戻りください。 ＝木浦委員 復席＝
議長	それでは、議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許 可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に ついて説明させていただきます。 議案書は 6 ページ、位置図は 4 ページになります。 番号 142 番、農地の所在地は、上平良字二重原、登記地目は 田です。面積は 1 筆の 135 平方メートルの申請です。関係者は 議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための 申請ですが、農地転用の手続を行わず既に住宅として利用してい るため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い 内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本 件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えま す。

	以上で、議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 是佐委員さん。
9 番委員	142 番について説明します。6 月 23 日、職員 2 名と登推進委員さんとで行きました。地図は 4 ページです。〇〇さんは、阿品台に住んでおられます。それで父親の〇〇さんが亡くなられてから、そこは空き家になったままでした。それで、農地のままであったように思われますので、顛末書が出されております。転用目的は、住宅を建て替えられて、またそこに住まわれるのではないかと思いますので、何の問題もないかと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですのでお諮りをします。 議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 30 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 7 ページ、8 ページ、位置図は 5 ページから 8 ページになります。 番号 96 番、農地の所在地は、河津原字下中山谷の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 3 筆の 1, 257 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、車両、資材、重機置場として利用するための申請です。 次に番号 127 番、農地の所在地は、上平良字大原の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 196 平方メートルの申

	請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。 次に番号135番、農地の所在地は、津田字道秀原の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の479平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。 次に番号143番、農地の所在地は、原字長谷の第2種農地で、登記地目は田です。面積は1筆の1,047平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請ですが、既に資材置場として利用しているため、顛末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの議案について説明がございましたが、これについて地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 96番、135番、木浦さん、127番を是佐さん、143番を岡村委員さんお願いします。
2番委員	番号96番について、現地の確認の報告をします。2番、木浦です。これは、4月に申請されており、4月13日に小西委員と事務局2名で現場を確認したのですが、位置図は5ページになります。申請にある公図上に水路の記載があり、現場にも水路はあるのですが、実際の水路は昭和20年代のルース台風の影響のため、後に公図上と水路の位置が違います。4月に申請されたのですが、要はもう一度、恐らく事務局も現場を確認されたのではないかと思います。この水路について公図と位置が違うということで、公用廃止という手続を取らないといけないということがあるのですが、ただ、この公用廃止をすること自体も、現在の水路と違うためにどこにあったかということも分からないような状態になっているので、4月にかかったのです。再度6月に公用廃止ができるような状態になったら公用廃止をしますからという誓約書が提出されております。しかも、当事者はもう売買されてかなり年数がたっているということなので、登記整理もしないといけない状態になっています。また現場も河川敷のすぐ隣にあり、周りには人家があるのですが、資材置場に転用されるということで、近所迷惑になるということもないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
2番委員	番号135を説明します。6月20日に河野会長、松井委員、

	事務局 2 名とで現地確認をしました。現地は地図の 7 ページです。網かけの下が県道、右側が廿日市市街地の方向で、大体佐伯の支所から現場が 1 キロぐらいのところにあります。この網かけ右側をずっと北方向に上がっていくと、佐伯高校があります。この網かけと佐伯高校に上がっていく道中にあります。宅地にかかっている農地に家を建てられるということで申請が出ています。現地確認をするときに譲渡人の〇〇さんも立会れておられます。個人住宅を建てられるということで、農地申請自体は 5 条です。受人が建売住宅を経営しているのですが、既に建てられる人が決まっているということで、住宅ローンの関係建築会社をお願いしないと、住宅ローンが利用出来ないという事で申請されています。現実に佐伯高校に上がっていく道に隣接している格好になる上に、回りの土地も渡人の〇〇さんのところということなので、隣地の農地に対して被害が及ぶということもないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	続いて、是佐さん。
9 番委員	1 2 7 番について説明します。6 月 7 日に職員と登推進委員さんと共に現地を見に行きました。地図は 6 ページになります。国道 4 3 3 号線の側になります。国道より少し下の辺りになります。〇〇さんは陽光台に住んでおられますので、農業が難しいのではないかなという気がいたしまして、そこを住宅にされるのではないかと思います。少し落ち込んだようなところではありますが、別に周りに被害はないし、大丈夫ではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。
岡村推進委員	推進委員の岡村です。1 4 3 番について説明させていただきます。6 月 2 3 日、事務局 2 名と沖村委員と自分とで現地確認に行っていました。地図は 8 ページです。場所は先ほどの国道 4 3 3 号線のところに〇〇という〇〇があるのですが、それを約南側へ 1 キロほど下りた場所です。現地はもう既に整地をされて資材置場のような形で、何点か資材が置いてありました。顛末書が提出されております。周りは両側とも家と裏手は川になっておりますので、全く問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。ただいま、地元委員さんの説明がございました。これについて皆さんからのご意見をお伺いいたします。 別にありませんか。よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》 ご意見がないようですのでお諮りをいたします。

	議案第 3 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 3 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 3 2 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、議案第 3 3 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について、関連案件のため、まとめて審議をいたします。この案件につきましては、前回 6 月総会からの継続審議となっておりますのでよろしくお願いします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 3 2 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第 3 3 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明させていただきます。 議案書は 9 ページ・10 ページです。お配りしています議案第 2 5 号資料①、議案第 2 6 号資料①をご覧ください。 これにつきましては、国からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、各市町の農業委員会が毎年その年の活動の点検・評価及び次の年の活動計画について、公表することになっております。 今後のスケジュールとしまして、本日、皆さんで審議していただき、決定後、県を通じて国に報告し、市のホームページで公表する予定となっております。 なお、様式等につきましては、今年度から最適化活動の適正かつ推進を進めていくことから、議案第 3 3 号の「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」に変更されております。 内容の朗読は省略させていただき、主な点のみ説明させていただきます。 先月お配りしました議案第 2 5 号資料①の 2 ページをご覧ください。 Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化のうち、2 の令和 3 年度の目標及び実績をご覧ください。 集積目標が 1 9 4 ヘクタール、集積実績が 2 0 1 ヘクタール、うち、新規実績が 3 . 0 6 ヘクタール、達成率 1 0 3 . 6 % となっております。 続きまして、3 ページのⅢ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進のうち、2 の令和 3 年度の目標及び実績をご覧ください。 令和 3 年度の新規参入者数は 1 2 経営体で、参入実績面積は 3 . 0 6 ヘクタールとなっております。

	続きまして、議案第２６号資料①のほうをご覧ください。令和４年度最適化活動の目標の設定等のほうをご覧ください。 初めに、Ⅰの農業委員会の状況についてです。 ２の農家・農地等の概要の中で、認定農業者の経営数が２９で、前の年度の２７から２ほど増加しております。 続いて２のページのⅡの最適化活動の目標のうち、②の目標についてですが、今年度の集積目標が２０３ヘクタールで、新規集積面積を２ヘクタールとしております。 以上で、議案第３２号 令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、及び、議案第３３号 令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）については以上でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。
１３番委員	沖村です。すみません。農業委員数の女性農業委員数が３名ということになっておりますが、以前もお話ししましたように、ここ廿日市は、推進委員と農業委員で６名いるのです。その点では、結構いい数字なのですが、国が目標としております女性農業委員の３割を超すには、この女性農業委員３名を４名に増やしていただく必要がございますので、目標設定のところを４名にお願いしたいと思います。
議長	今の意見は、事務局もそれが適格だろうと思うし、この我々の任期も来年の７月１９日までで、その時にまた１４人、そういうことを踏まえて、農業委員さん、推進委員さんの人選は、これは市が任命される事になっており、これは事務局としてもその中で事務を務めると思いますが、どうですか。
事務局	今、職代から言われましたように、県の道下会長が、先日も事務局長・会長会議のときにも沖村さんと話をされておられましたので、ぜひ調整といったら失礼なのかもしれませんが、農業委員さんのほうへ推進委員さんから移籍していただいて、３割を超えるようにさせていただきたいので、そのような数字を入れさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
議長	皆さん、そういうことでいいですか、この件につきましては。委員数、農業委員数の女性割合の関係です。 ほかにご意見をお伺いいたします。 この活動の目標設定等について、よろしいでしょうか。 皆さん、ご意見ございませんか。 ほかにご意見等がございませんので、お諮りをいたします。 議案第３２号 令和３年度の目標及びその達成に向けた活動

	の点検・評価（案）について、議案第３３号 令和４年度最適化活動の目標の設定等（案）について、設定することにご異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３２号 令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第３３号 令和４年度最適化活動の目標の設定等について、決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１１ページ、位置図は９ページになります。 今月の報告は、令和４年５月１１日から令和４年６月１０日までの間に受理した１件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号１２４番については、農地転用の手続を行わず、既に駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについての質疑等があればお願いをいたします。 質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１２ページから１６ページ、位置図は９ページから１３ページになります。 今月の報告は、令和４年５月１１日から令和４年６月１０日までの間に受理した６件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号１２３番については、農地転用の手続を行わず、既に駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。

	いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります
議長	報告第2号について説明がございました。これについて質疑等がありますか。あればお願いをいたします。 質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、報告第3号の地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について説明させていただきます。 議案書は15ページ、位置図は14ページになります。 広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、過去に転用許可等はなく、転用時期は不詳であり、許可を得る必要があるが、許可を得ていない案件で、既に道路として利用されているため、非農地として処理する旨を回答しました。 以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。
議長	報告3号について説明がございました。これについて、皆さんからの質疑がございましたか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。 以上で、議事を終わります。 次回、第8回農業委員会総会は8月5日金曜日、大野支所302会議室で開催する予定です。よろしくお願いします。 本日はありがとうございました。

（閉会 午前11時10分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月5日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（12 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 1 番委員）
